

〔 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項 〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・・・・・・ 中間決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品、原材料、仕掛品・・・ 総平均法による原価法
- (2) 貯蔵品・・・・・・・・ 先入先出法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産・・・ 減価償却累計限度額を実質残存価額(取得価額の0.4%)とする定率法
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、工具器具備品に含まれる金型については減価償却累計限度額を実質残存価額(取得価額の0.4%)とする定額法
耐用年数については、法人税法に定める耐用年数を適用しております。但し、平成10年3月以前に取得した建物については、平成10年度の法人税法の改正前の耐用年数を適用しております。
- (2) 無形固定資産・・・ 定額法
耐用年数については、法人税法に定める耐用年数を適用しております。
但し、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・ 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給実績を基準として賞与支給対象期間のうち当中間期に対応する額を計上しております。
- (3) 製品保証引当金・・・ 製品の品質保証期間内に発生する保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当中間期に対応する発生見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により、発生年度の翌期から費用処理することとしております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金・・・ 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

〔 会計処理方法の変更 〕

従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理する方法を採用してきましたが、近年、役員退職慰労金を引当計上する会計慣行が定着してきたことに鑑み、期間損益の適正化と財務内容の健全化を図るため、当中間期より内規に基づく中間期末要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上する方法に変更しました。
この変更に伴い、従来の方法に比べて「営業利益」及び「経常利益」はそれぞれ29百万円、「税引前中間純利益」は235百万円減少しております。

- 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準・・・ 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 6. リース取引の処理方法・・・ リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 7. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法・・・・・・・・ 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象・・・
 - ヘッジ手段 : 為替予約
 - ヘッジ対象 : 外貨建輸出債権
 - (3) ヘッジ方針・・・・・・・・ 社内規程に基づき、為替相場動向等を勘案の上、為替変動リスクをヘッジしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法・・・ 個別予約を行っており、為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、ヘッジは有効であります。
- 8. 消費税等の会計処理・・・ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔 追 加 情 報 〕

- 1 . 当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 14 年 4 月 23 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。
当社は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）第 47 - 2 項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。
- 2 . 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成 14 年 7 月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）を適用しております。この移行に伴う影響額は特別利益として 670 百万円計上されております。
- 3 . 当中間期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号）を適用しております。これによる当中間期の損益への影響はありません。
なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間期における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。